

12. 学校経営方針

枚方市教育委員会の「学校園の管理運営に関する指針」に基づき学校経営方針を作成する。

1. 本年度の学校経営方針

日本国憲法、教育基本法の精神に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び、社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を図る。また枚方市の教育理念である「夢と志を持ち、可能性に挑戦する枚方の子どもの育成」～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～を念頭におき、学校の経営方針を決定し、以下の学校教育計画を策定する。

〔学校教育目標〕

学びあい 高めあい 支えあう 児童の育成

（めざす学校像）

子ども・保護者・地域に信頼される学校

- ・子どもにとって「学びたい」と思える学校
- ・保護者にとって「頼りたい」と思える学校
- ・教職員にとって「働きたい」と思える学校
- ・地域にとって「支えたい」と思える学校

（めざす子ども像）

- ・自ら考え学ぶ子（豊かな心を持ち、自ら考え、自ら学ぶ子どもの育成）
- ・思いやりのある子（自分を大切にするとともに、友だちを大切にすることの育成）
- ・元気でたくましい子（心身ともに健康で、明るく元気にたくましく生きる子どもの育成）

（めざす教職員像）

気持ちのそろった教職員集団

- ・授業を創造し、自己研鑽に努め、学び続ける教職員
- ・子ども一人ひとりを大切に、児童のよさを引き出す教職員
- ・いじめや不正を許さない高い倫理観・人権意識を持った教職員
- ・同僚性を大切に、ともに高め合う教職員

【重点目標】

つながり、ともに学び、ともに生きる

学びあい、支えあい、高めあう 児童の育成



めざす子ども像

- ・自ら考え、学ぶ子
- ・思いやりのある子
- ・元気でたくましい子

子どもにとって
「学びたい」
と思える学校

保護者にとって
「頼りたい」
と思える学校

教職員にとって
「働きたい」
と思える学校

地域にとって
「支えたい」
と思える学校

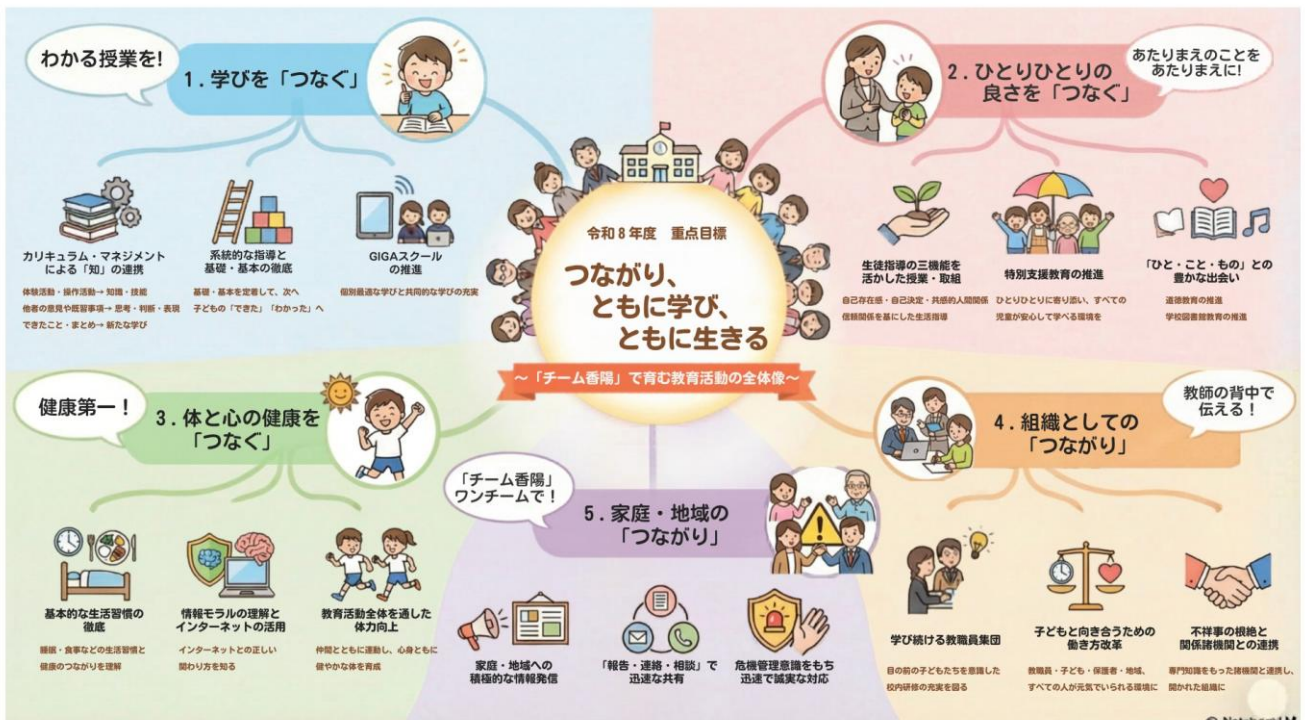


めざす教職員像

気持ちのそろった教職員集団

- ・授業を創造し、自己研鑽に努め、学び続ける教職員
- ・子ども一人ひとりを大切に、児童のよさを引き出す教職員
- ・いじめや不正を許さない高い倫理観・人権意識を持った教職員
- ・同僚性を大切に、ともに高め合う教職員

子ども・保護者・地域に信頼される学校



【基本方策】

- ・確かな学力と自立をはぐくむ教育の充実
- ・豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- ・教職員の資質と指導力の向上
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- ・社会に開かれた学校づくりの推進
- ・学びのセーフネットの構築
- ・まなびを支える教育環境の充実
- ・東香里中学校区における小中一貫教育の推進

中学校区共通の「めざす子ども像」

- ・意欲を持って学習する子ども
- ・豊かな感性と思いやりのある子ども
- ・自分に自信を持ち、前向きに生きる子ども

2. 本年度の基本方策の具体化

1. 学習指導

- (1) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- (2) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- (3) 各教科の授業において、児童・生徒が1人1台端末・ICTを文房具として活用するよう授業改善を図る。
- (4) すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成する。
- (5) 児童が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。
- (6) 校区小中学校が連携し、中学校区として7年間（小3から中3）を通じた CAN-DO リストを作成する。
- (7) 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施する。
- (8) 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育の円滑なつながりを意識し、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図る。
- (9) 総合的な学習の時間を中心に、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、子どもたちがよりよく課題を解決し、自己の学びを深めていけるよう、活動内容の充実を図る。
- (10) 答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習

(PBL:Project Based Learning) により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成する。

- (11) 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導する。
- (12) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づくことや育成したい資質・能力を焦点化するなどしながら、校内研究(研究内容)を設定し、学校の組織的な取組を一層進める。
- (13) 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱う。

2. 道徳教育

- (1) 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、児童・生徒の実態に即しながら指導を工夫する。
- (2) 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童・生徒や地域の実態、学校の特徴等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとなるようにする。

3. 人権教育

- (1) 人権尊重の精神に立った学校園づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう努める。
- (2) 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障害についての理解を深める教育を系統的に実施する。
- (3) 児童虐待の防止にあたっては、児童が相談しやすい体制を構築するとともに、児童や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- (4) 児童の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努める。
- (5) 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある児童に対する人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として同和教育の推進に努める。
- (6) 平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせるよう努める。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進する。

4. 健康教育

- (1) 児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載する。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進する。
- (2) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図る。
- (3) 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、児童の人数を踏

まえ、安全に活動できるよう、十分な広さを確保する。また、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行う。

- (4) 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。
- (5) 児童に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底する。
- (6) 児童の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導の全体計画を作成し、推進する。また、全体計画を教育計画に掲載する。
- (7) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図る。
- (8) 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。

5. 特別活動

- (1) 特別活動においては、学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。
- (2) 学級活動等の指導においては、児童がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導する。
- (3) 児童会活動においては、児童が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図る。
- (4) 儀式的行事(学校行事)においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。

6. 教職員の服務

(1) 服務の宣誓

服務の宣誓内容を日頃から教職員に強く意識させ、日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するよう指導する。

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

教職員への命令(出張・時間外勤務等)については、法規法令に従い、その意義等を教職員に十分に認識させ、適正な執行を行うこと。各種承認申請についても同様に、校長による承認手続きを行うとともに、適正に処理する。

教職員の自家用自動車等による通勤は、認定条件を満たした場合に限る。また、自動車通勤者の校内駐車については、原則禁止を徹底する。

(3) 職務専念の義務

条例・規則で定められた勤務時間を教職員に遵守させ、その職責遂行に努めさせる。その際、校長は勤務(内容・時間等)の適正な把握・管理を行う。

(4) その他

万一、服務上の問題が発生した場合には、事実関係を的確に把握し、速やかに教職員課に報告する。教職員の不祥事防止の徹底を図るため、「不祥事防止ガイドブック」・「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施する。

(5) 信用失墜行為の禁止

児童に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断

じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組む。

飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを教職員に周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導を徹底する。

教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導する。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導する。

公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう教職員に指導する。

(6) 秘密を守る義務

職務上知り得た情報等に対する守秘義務を教職員に遵守させる。また、個人情報漏洩には、生命・身体を脅かす危険性もあることを教職員に認識させた上で、情報技術革新を背景に改正された個人情報保護法や本市の情報公開条例の趣旨に基づいた教育情報の管理・保管・引き継ぎ等の校内体制確立に努めるとともに、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいた管理を行う。

(7) 政治的行為の制限

教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導する。

(8) 争議行為等の禁止

教職員が全体の奉仕者という身分をよく理解し、争議行為等を行わないよう指導する。

(9) 営利企業への従事等の制限

兼職・兼業について、教職員に地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させる。

7. 学校における働き方改革

(1) 学校園の経営方針等において、市教育委員会が策定した働き方改革推進プランと適合する形で業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校園運営を行う。

(2) 校長は各学校園の実情を踏まえ、その権限と責任において、できることを直ちに行うという考えのもと、業務の在り方の見直しを進める。

(3) 学校運営協議会等で各校における働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進める。

(4) 各学校園の特色や状況を踏まえた上で、長時間勤務の縮減に向けた取組を進める。

(5) 出退勤システムを活用し、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導する。

(6) 校長は、学校園現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保に努める。教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には法令その他の規則等に基づき適切に行うことや、休憩時間を取得しやすい環境づくりを行うとともに、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与える等、安全配慮義務を果たす。

(7) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について教職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努める。また、ストレスチェックの集団分析結果を活用し、衛生委員会またはそれに準ずる会議体において議題にあげ、各学校のよりよい職場環境づくりに努める。

(8) 笑顔の教職員・学校づくりのため、枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実に努める。また、長期の病気休暇・休職者に対して「ひらかた復職サポートブック」等を活用し、適切な復職支援に努める。

8. 教職員研修

- (1) 初任期教職員のうち、1年目～3年目の教諭・講師等の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任期教職員の校内 OJT 推進組織のマネジメントを行う。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、初任期教職員の育成を図るとともに、年間指導計画に基づく進捗状況を把握する。
- (2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、初任期教職員指導コーディネーターを中心に、組織的・計画的に実施する。
- (3) 10 年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施する。
- (4) 指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させる。
- (5) すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努める。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導する。
- (6) 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- (7) 小学校の校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校内研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施する。
- (8) 教職員が研修を受講する際は、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努める。
- (9) 「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努める。

9. 支援教育

- (1) 障害の有無にかかわらず、すべての児童の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。
- (3) 障害のある児童の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- (4) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実、相互理解のさらなる推進に努めること。
- (5) 支援学級において実施する特別の教育課程には、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るため、自立活動を編成する。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努める。
- (6) 支援学級における指導の内容及び指導時数については、当該児童の障害の状況に応じて一人一人の教育的ニーズに的確にこたえるものとし、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図る。
- (7) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童に対する指導にあたっては、個別の教育

支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。

- (8) 通級による指導については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当教員と通常の学級担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図る。
- (9) 適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。

10. 学校・家庭・地域の連携

- (1) 児童に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。
- (2) 学校の教育計画（特に学校運営に係る経営方針及び重点目標）や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。
- (3) 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議委員等に適切かつ多様な委員の人選や当事者意識を高める工夫を行い、学校運営協議会等既存組織の活性化に努め、「地域とともにある学校づくり」をより一層推進する。
- (4) 保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにする。

11. 安全教育

- (1) 安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- (2) 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施するなど、常にその改善に努める。
- (3) 実効性のある危機管理マニュアルとなるよう点検・見直しを行い、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底し、災害に備えた危機管理体制を確立する。
- (4) 児童の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図る。
- (5) 学校の実情に応じた防犯教育及び防災教育の充実に努める。
- (6) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の安全確保等、一層の交通安全の推進に努める。

12. 生徒指導

- (1) 日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制をつくる。
- (2) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導主担者が全校指導体制を構築する中心的役割を担う。
- (3) 児童の自己指導能力を育成するため、すべての児童への発達支持的生徒指導を推進する。
- (4) 心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、子どもへの教育相談体制を充実させる。
- (5) 児童の発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力や SOS を発信する力を育成するために、スクールカウンセラー等と協働した「SOS の出し方に関する教育」を実施する。
- (6) 不登校児童への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連

携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童への対応方針を学校ブログに掲載するなどし、すべての児童が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進する。

- (7) 1学期中のできるだけ早くに、家庭と繋がる取組を各学校の実態・実情に即して実施する。
- (8) 体罰の根絶については、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行う。
- (9) 携帯電話等の取り扱いについては、その有用性・危険性を理解させるとともに、自ら対処できる力を育成する。
- (10) ネット上の犯罪から児童を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応する。
- (11) 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組む。
- (12) 校則の内容は児童の人権に配慮した内容となっているか等を確認・見直しをする。

13. いじめ対応等

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログを活用することで、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努めること。また、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図る。
- (2) 生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。
- (3) いじめを認知した場合には、速やかに学校いじめ防止対策委員会等に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげること。いじめの解消に向けては、当該委員会を中心に、いじめに至った背景を的確に把握したうえで解消までの方針を立て、迅速かつ丁寧に対応する。

14. 図書館教育

- (1) 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、言語能力や情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- (2) 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科等横断的・探究的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。
- (3) 児童が読書に親しみ、学び、読書の楽しさを共有できるよう、読書環境の整備と読書活動の推進に取り組む。
- (4) 各学年の学習計画や児童・生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行う。また、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- (5) 文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をする。また、新聞については、2紙分の配備を行う。